

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

- (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (4) 独立社外取締役が積極的な役割を担えるよう合理的な経営システムを構築する(受託者責任をふまえた取締役会運営)。
- (5) 中長期的な株主の利益と合致する投資の方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 . 政策保有株式】

当社及び当社の子会社は、政策保有株式について、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針といたします。

保有の意義が認められる場合とは、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果をふまえ、取引先及び当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合になります。

当社及び当社の子会社は、保有する株式について、個別銘柄毎に、定期的・継続的に、保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行います。一方、その意義が認められる銘柄については、これを保有いたします。

【原則1 - 7 . 関連当事者間の取引】

当社では、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することがないように、以下の体制を整備しております。

当社と役員及び主要株主等との間の関連当事者取引については、取締役会決議により定められた「取締役会規程」において取締役会の承認事項と明示し、取締役会においては実際の個別取引にかかる承認または報告の受領を通じて監視を行い、監査役監査において「監査役監査基準」に則り監査を行っております。また内部監査部門における取引内容等の事後的なチェックを行っております。

取締役及び主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合、会社や株主共同の利益に重要な影響を及ぼす可能性のある取引については、独立社外取締役及び独立性のある第三者で構成される委員会にて、取引の合理性や手続きの適正性を検証しております。

関連当事者間取引にかかる取締役会決議にあたっては、経営企画室が顧問弁護士に依頼し、リーガルチェックを実施することとしております。また、当社及び当社の子会社との間の取引に関する事項に関しても、必要に応じ当該部署による顧問弁護士へのリーガルチェックを実施することとしております。

【原則2 - 6 . 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、企業年金基金制度を設けておりません。

【原則3 - 1 . 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社の経営理念等は、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照下さい。

コーポレートガバナンス・ガイドラインURL: http://www.inter-action.co.jp/ir/management/corporate_governance/index.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組み及び運営方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社のホームページにて公表しておりますので、ご参照下さい。

URL: http://www.inter-action.co.jp/ir/management/corporate_governance/index.html

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の取締役報酬制度は、コーポレート・ガバナンス・ガイドラインに沿って、以下を基本方針としております。

・優秀な経営陣の確保に資するものであること

- ・中長期的な業績の向上と企業価値の増大へ貢献意識を高めるものであること
- ・会社の業績と連動性が高いものであること
- ・株主との利益意識の共有する経営意識を高めることを主眼としたものであること
- ・取締役のチャレンジ精神を促すものであること

なお、社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含めないこととしております。

また、取締役の基本報酬は、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内で、決定方針について指名・報酬諮問委員会へ諮った後、社外取締役及び監査役が参加する取締役会にて、承認された方針に従って決議を採ることとしております。

監査役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内で、監査役会で協議の上決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部・取締役・監査役の選任・指名を行う際の方針と手続き

当社では、下記を総合的に判断し、手続きを行っております。

・取締役の選任について

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準を定めており、会社との関係、経営者および主要な職員との関係等を勘案し、独立性に問題がないことを確認して、選任しております。加えて、選任の際には、専門家としての豊富な知識や企業経営における豊かな経験と高い見識による経営陣の一層の強化と取締役会の監督機能の充実が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことについても重視しております。また、当社の全ての取締役候補は指名・報酬諮問委員会に諮った後、社外取締役及び社外監査役の参加する取締役会で審議され、株主総会決議による選任の対象としております。

・監査役の選任について

当社において、社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。また、新任監査役(補欠監査役を含む。)の候補者は、いずれも監査役会での審議及び同意を経た上で、取締役会で決定されます。

【補充原則4 - 1 - 1.取締役会の役割・責務】

詳細につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第10条 取締役及び取締役会の役割・責務)に規定しておりますので、ご参照下さい。

URL: http://www.inter-action.co.jp/ir/management/corporate_governance/index.html

【原則4 - 9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が定める「独立社外取締役の独立性基準」の概要につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第17条 独立社外役員の独立性基準)に規定しておりますので、ご参照下さい。

URL: http://www.inter-action.co.jp/ir/management/corporate_governance/index.html

【補充原則4 - 11 - 1.取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続きにつきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第14条 取締役の構成)に規定しておりますので、ご参照下さい。

URL: http://www.inter-action.co.jp/ir/management/corporate_governance/index.html

【補充原則4 - 11 - 2.取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役候補者及び取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や有価証券報告書等の開示書類において毎年開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3.取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会全体の実効性について、毎年、各取締役にアンケートを実施し、その結果の概要をホームページにて公表しております。

【補充原則4 - 14 - 2.取締役・監査役へのトレーニング】

当社が定めている取締役・監査役に対するトレーニングの方針につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第10条 取締役及び取締役会の役割・責務)に規定しておりますので、ご参照下さい。

URL: http://www.inter-action.co.jp/ir/management/corporate_governance/index.html

【原則5 - 1.株主との建設的な対話に関する方針】

当社における株主との対話については、代表取締役が管轄し、経営企画グループが担当しております。株主との対話に関しては、経営企画グループが代表取締役を中心に対応方法を検討し、適切に対応するものとします。

当社においては、経営企画グループ中心となり経理グループと定期的に会議を行い、決算等の開示・説明において、各々の専門的見地に基づく意見交換を行い、連携して対応を行い、株主との対話の支援を行います。

株主に対しては、決算説明会、当社ホームページによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めて頂くような活動を実施しています。

決算発表後の取締役会において、株主やアナリストから寄せられた意見を共有し、当社経営戦略のレビュー等に積極的に活用しております。

当社では、原則として年に2回、必要に応じて実質株主調査を実施し、株主構造の把握に努めております。また2年に1回株主アンケートを実施し、株主の意見を聞く体制を構築しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,606,400	14.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	955,400	8.48
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	462,800	4.11
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	422,000	3.75
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	289,200	2.57
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS SETT ACCT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店セキュリティーズ業務部)	276,800	2.46
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	264,528	2.35
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	233,100	2.07
栗村 昌昭	230,000	2.04
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC SECURITIES / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	192,800	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

当社は自己株式249,985株を保有しておりますが、「大株主の状況」から除いております。(2021年5月31日現在)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
金木 宏之	他の会社の出身者													
織田 友理子	他の会社の出身者													
穴戸 英樹	学者													
田中 茂	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金木 宏之		金木宏之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	金木宏之氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、管理部門の指揮・統括の経験及び金融機関での豊富な業務経験に基づき、財務及びガバナンスに関する相当程度の知見を有しております。経営の監督及び監査を適切に実行することが期待できることから、引き続き社外取締役として選任いたしました。

織田 友理子	織田友理子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	織田友理子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、2つの非営利団体代表を務めております。難病患者として新薬開発制度の問題に、重度障害者の車椅子利用者としてバリアフリーの推進に取り組むなど、積極的な社会活動を行っております。これらの活動は国の省庁から表彰を受ける他、海外団体からも助成を受けるなど、国内外で高く評価されております。 同氏の女性としての視点や幅広い経験から、ESGや持続可能な開発目標(SDGs)への取り組みなどについても幅広い監督と助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任いたしました。
穴戸 英樹	穴戸英樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	穴戸英樹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国にて難病の治癒等に携わる非営利団体に所属しており、医学に精通しております。国際的な視点や医学といった新たな分野の知見を通して、今後の事業展開への幅広い助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任いたしました。
田中 茂	田中茂氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	田中茂氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学で教鞭を執り、大気汚染等の環境問題の専門家として豊富な経験と専門知識を有していることから環境エネルギー関連事業や持続可能な開発目標(SDGs)への取り組みなどについても適切な助言が期待できるため、引き続き社外取締役として選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

1. 設置の目的

経営陣幹部(代表取締役及び役付取締役の選解任及び取締役候補の指名、及び、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下にその諮問機関として設置するものです。

2. 指名・報酬諮問委員会の役割

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

- (1) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (2) 株主総会に付議する取締役の選任及び解任議案の原案
- (3) 取締役会に付議する経営陣幹部の選定及び解職議案
- (4) 取締役の報酬等を決定するに当たっての方針
- (5) 株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案の原案
- (6) その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

3. 指名・報酬諮問委員会の構成

取締役会の決議によって選任された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とします。また、委員長は、その委員の中から指名・報酬諮問委員会の決議によって選定します。

4. 設置日

2020年 8月25日

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は密接に連携をとり、意見交換を定期的に行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田代 芳英	税理士													
山崎 哲央	弁護士													
高橋 周平	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田代 芳英		田代芳英氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	税理士として豊富な経験と幅広い見識を持つことから、当社経営に対して指導及び監査を行うに適任であると判断し、選任いたしました。
山崎 哲央		当社は山崎哲央氏が代表を務める東京北辰法律事務所と法律顧問業務委託契約を締結しておりますが、その取引金額は当該事務所及び当社それぞれの売上高に対して2%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役として独立した客観的な立場から適切な判断を行い、監査体制の強化を図ることが出来ると判断し、選任いたしました。
高橋 周平		高橋周平氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、外務省に在籍していた経験から、様々な海外情勢に精通しております。また、常勤監査役を務めた経験もあり、グローバル且つ幅広い知見と見識を、当社の監査体制強化に活かすことができると判断し、選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	7名
--------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式給付信託を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役の別に各々の総額を開示しています。前事業年度(2020年6月1日から2021年5月31日)における報酬は、下記の通りです。

- ・社内取締役(3名) 318,839千円
- ・社外取締役(4名) 8,290千円
- ・社内監査役(1名) 2,210千円
- ・社外監査役(3名) 7,500千円
- 合計(11名) 336,839千円

また、報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額は下記の通りです。

- ・木地英雄(代表取締役会長) 136,480千円
- ・木地伸雄(代表取締役社長) 183,533千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下のとおりであります。

- (1) 各々の役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とする。
- (2) 中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に配慮した報酬体系とする。
- (3) 当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
- (4) 経済・社会の情勢及び外部専門機関による経営者報酬の調査等をふまえて報酬体系・水準の見直しを行う。

報酬体系

役員報酬の基本的な報酬体系は、固定報酬としての基本給と、変動報酬としての業績給及び業績連動型株式報酬とする。固定報酬と変動報酬の構成比率、変動報酬の業績による変動幅及び変動報酬の支給方法については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付与の観点及び過度なリスクテイクを抑制する観点をふまえて設定いたします。

基本給、業績給及び業績連動型株式報酬各々の体系及び支給方法等は、原則として、以下のとおりといたします。

- (1) 基本給については、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映した加減算を行う体系とする。
- (2) 業績給については、各役員の年度計画の達成へのインセンティブ及びその成果への対価として金銭を支給するものであり、役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した体系とする。
- (3) 業績連動型株式報酬については、株主との利益の一致を図り、企業価値増大へのインセンティブを向上させることを目的として、当社の株式を支給する。

報酬決定プロセス

1. 株主総会で総額の範囲を決議する。
2. 上記総会で決議された総額の範囲内で、決定方針について指名・報酬諮問委員会へ諮った後、社外取締役及び監査役が参加する取締役会にて、承認された方針に従って決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者は特に置いておりません。

社外監査役は積極的に社内会議に出席して情報収集を行うことに併せ、日常の取締役や従業員の業務執行を十分にチェックできるよう社内会議への参加について、一切の制限を与えない等の体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会において決議された方針のもと、各業務部門が業務遂行いたします。役員は、業務部門を各々担当し、管掌いたします。

・取締役会

取締役会は6名の取締役で構成され、月1度の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた時には、都度臨時取締役会を開催しています。また、監査役4名も出席し、取締役の職務執行を監督しております。取締役会への付議内容は、取締役会規程に定められた事項で迅速かつ的確に決議できる体制を整えております。

・監査役会

監査役4名(うち、社外常勤監査役1名、社外監査役2名、社内監査役1名)で構成し、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画、監査業務の分担等に従い監査を行っているほか、取締役会及び重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

・内部監査室

当社では、会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化、経営効率の向上及び資産の保全を行うために、各ラインとは独立した取締役社長直轄の部局である内部監査室によって内部監査を実施しております。内部監査室は、監査役会及び会計監査人と密接に連携をとり、意見交換を定期的に行い、内部監査の質的向上に努めております。

・会計監査

当社の会計監査業務を執行した会計監査人は、誠栄監査法人であり、平成23年8月より就任しております。業務執行社員は2名であり、監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他監査従事者2名であります。

・コンプライアンス

コンプライアンスにつきましては、基本方針を定め、役員及び従業員がコンプライアンスを理解し、それに則った業務・運営をするよう努めております。コンプライアンス全体を統括する組織として、取締役社長を委員長とし、経営企画室内に事務局を置く「コンプライアンス委員会」を設置しています。会社は、役職員に対し、コンプライアンスへの関心を高め、コンプライアンスについて正しい知識を付与することを目的として、必要に応じて研修を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業価値の最大化による株主価値の向上のため、迅速な経営の意思決定を図るとともに、チェック機能の強化により法令の遵守と透明性の高い経営を実現していくことが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営会議による迅速な経営の意思決定と独立性及び専門性の高い社外監査役を含む取締役会並びに会計監査人及び内部監査部門との連携によるチェック機能の強化により、法令の遵守と透明性の高い経営を実現することができるとの判断に基づき、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限より1週間程度早めて招集ご通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	5月期決算であるため、一般的に株主総会の開催が集中する時期とは異なる日程で実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使手続きを採用しております。また、2017年より株式会社「CJ」の議決権行使プラットフォームに参加しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年より株式会社「CJ」の議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類について英文開示を行っております。
その他	当社ホームページに株主総会招集ご通知を掲載し、株主総会への出席及び議決権の行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けインターネット会社説明会の開催をしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(中間・決算期)決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにて決算情報、適時開示資料、機関投資家向け会社説明会資料、事業報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関しては経営企画室経営企画グループを担当部署としております。	
その他	決算資料、機関投資家向け会社説明会資料、狭義の招集通知及び株主総会参考書類について英文での開示を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重についての規程にしましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第1章「総則」、第2章「株主の権利・平等性の確保」、第3章「ステークホルダーの利益の考慮」をご参照下さい。 URL: https://ssl4.eir-parts.net/doc/7725/tdnet/1882564/00.pdf
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全、CSR活動につきましては、当社のホームページ内、「CSR」にて公表しております「企業価値向上への取り組み」、「品質・環境への取り組み」、「職場環境の改善への取り組み」をご参照下さい。 当社ホームページ「CSR」URL: http://www.inter-action.co.jp/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定にしましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の第4章「適切な情報開示と透明性の確保」をご参照下さい。 URL: https://ssl4.eir-parts.net/doc/7725/tdnet/1882564/00.pdf

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループにおける内部統制システムの構築の基本方針を、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。

1 会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制について

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役自らコンプライアンスの重要性を訴え、従業員の声に真摯に耳を傾け、その問題を会社の問題として捉え、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会において審議します。
 - (2) 従業員は、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス行動基準」に則り、各自業務に取り組んでいます。
 - (3) また、当社は取締役会の決議事項を整備しており、取締役会は当該決議事項に則り、会社の業務執行に必要な事項を決定しております。
 - (4) 代表取締役は、取締役会の決議及び社内規程に基づき、職務を執行しています。
 - (5) 情報開示管理については、「情報開示規程」に基づき、適時適切な方法により開示を行います。
 - (6) また、コンプライアンス等内部統制の整備状況は、内部監査部門により定期的に監査され、取締役社長に報告しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- (1) 取締役会における決議事項及び報告事項に関する情報については、法令及び取締役会規程にしたがい取締役会議事録を作成し、適切に管理・保存しております。
- (2) 当社は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適正に文書(電磁的記録を含む。)の保存を行っています。また、重要な文書については、閲覧権限者を制限しております。
- (3) 情報の管理については、「情報管理規程」、「システム運用管理規程」及び「個人情報保護に関するガイドライン」等を定め、情報の取扱方法及び管理体制の強化に努めています。

3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制

当社は、当社に纏わるリスクを把握し、未然に防ぐことが健全な事業活動に不可欠であると認識しています。

- (1) 代表取締役は、当社のリスクを把握しており、かつ代表取締役自らが主導又は関与して、コンプライアンス違反行為が行われないよう努めています。
- (2) リスクの全社的対応は経営企画室経営企画グループが行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行います。
- (3) 有事においては、「リスク管理規程」に基づき、取締役社長を対策本部長とする緊急対策本部がこれにあたります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、毎月1回定期的に、また必要があればその都度取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を法令又は定款に従って行っています。
- (2) また、取締役会において承認された年度予算を当社グループの目標としており、毎月取締役会に予算と実績について報告を行っています。

5. 当社並びにその連結対象子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社運営に関する当社の窓口は、経営企画室経営企画グループとしています。
- (2) 当社は、当社グループ各社にコンプライアンス推進責任者を置くとともに、コンプライアンス委員会が、グループ全体を統括して業務の適正化を図っています。
- (3) 経営企画室長は、グループ会社の内部統制システム整備の指導を行います。
- (4) 内部監査部門は、グループ全体の内部監査を実施し、これを社長へ報告します。
- (5) なお、グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、取締役会における事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行っています。
- (6) また、経営企画室長及び常勤監査役を窓口とする相談・通報体制は、グループ会社にも適用しており、運用されています。

2 会社法施行規則第3項の各号に掲げる体制について

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 企業規模、業種、経営上のリスクその他会社固有の事情を考慮し、補助使用人の体制について検討しています。

2. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めています。

3. 補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助使用人を置く場合、当該使用人は監査役に専属とすることとしています。

4. 監査役への報告に関する体制

- (1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役(以下「代表取締役等」という。)は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において、各取締役の担当する業務の執行状況の報告を行います。

- (2) 代表取締役等は、次の事項を発見し次第、直ちに監査役に対し、報告を行います。

- 1) 会社信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
- 2) 会社の業績に多大な悪影響を及ぼしたもの、又はその恐れのあるもの
- 3) 社内外の環境、安全、衛生及びPL(製造物責任)に関する重大な被害を与えたもの、もしくはその恐れのあるもの
- 4) コンプライアンス行動基準への違反で重大なもの
- 5) その他、上記1)~4)に準じる事項

5. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役へ報告を行った役員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。

6. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職員の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しています。ただし、緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができます。

7. 監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社では、監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を確保しています。当該社外監査役は、法令に定める要件に該当する者とします。
- (2) 監査役は、社内の重要な会議に出席し、自由に意見を述べることができます。また、代表取締役等、内部監査部門は、監査役に対して定期的に報告をしています。
- (3) また監査役は、業務執行の意思決定に関する書類等を、適時に閲覧することができます。

3 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

当期における主な取組み

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、役職員を対象とした研修会を実施するとともにコンプライアンスに対する取組みに関する社内メールを随時配信し、周知徹底を図りました。

(2) 財務報告に係る内部統制

「財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針書」に基づき、内部統制評価を実施しました。

(3) 内部監査体制

「内部監査実施計画書」に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループの考え方

(1) 反社会的勢力に屈することは、これに与することを意味いたします。当社グループは、社会的責任を果たすため、これら反社会的勢力と厳として対峙いたします。

(2) 代表取締役を筆頭に役職員は、自己又は会社のために、反社会的勢力を直接又は間接的に助長させる行為を行いません。また、反社会的勢力と取引のある会社との取引も、断固排除いたします。

2. 整備状況

(1) 当社は、「コンプライアンス行動基準」において、反社会的勢力との対峙を掲げ、役職員に徹底しております。また、「コンプライアンス規程」、「役員規程」及び「反社会的勢力対策規程」等に、反社会的勢力との取引の禁止及び不当要求に対する対応等を規定しております。

(2) 研修の実施や弁護士等外部専門機関との連携を強化し、公明正大な経営に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2016年8月26日開催の第24期定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入いたしました。また、本プランの継続については、2019年8月23日開催の第27期定時株主総会において承認されております。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策導入の目的及び基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記の方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

詳細につきましては、当社のホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(第23条 事前警告型買収防衛策 URL: <https://ssl4.eir-parts.net/doc/7725/tdnet/1882564/00.pdf>)、及び2019年7月12日の当社発表資料「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(事前警告型買収防衛策)の継続について」(URL: <https://ssl4.eir-parts.net/doc/7725/tdnet/1731714/00.pdf>)をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の状況

(1) 適時開示体制の整備に向けた取組み

投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員(連結子会社の役員・従業員を含む)に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図っております。

また、株主が当社グループに関する主な情報を公平かつ容易に取得し得る機会を確保するため、平成14年5月期から当社ホームページ上に四半期及び通期の損益計算書の要旨及びその他株主の利害に直接的影響を及ぼすと思われる情報等について随時掲載しており、また、適時開示制度において開示を求められていない事項についても可能な限り迅速かつ分かりやすい情報開示を行っております。

(2) 適時開示担当組織の状況

担当部署名 経営企画室経営企画グループ
情報取扱責任者 管理担当役員

(3) 適時開示手続き

(a) 決定事実に関する情報

経営企画グループは各事業部門及び子会社から事業の状況についての報告を定期的に受けており、重要事項については決定後適時に報告を受ける体制を整えております。また取締役会、予算委員会等重要会議の付議事項を入手するとともに当該会議終了後遅滞なくその議事録を入手して、適時開示の対象となる重要事実の有無を確認し、該当があれば直ちに開示資料を作成し取締役会等の了承を得て開示します。

(b) 発生事実に関する情報

該当事実が発生した場合、経営企画グループへ報告し、経営企画グループは開示の要否を確認し、直ちに開示資料を作成し取締役会等の了承を得て開示します。

(c) 決算に関する情報

経理グループを中心として経営企画グループと共同して決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)を作成し、決算後40～45日以内に公表できる体制を構築しております。

(d) 企業集団に係る適時開示手続き

当社は子会社10社を有しておりますが、このうち8社が連結対象であります。これらの子会社からは、月次決算書及び売上報告書を翌月の7日までに提出を受けており、この際、重要事項も合わせて報告を受けております。これらに基づき経営企画グループは適時開示の対象となる重要事実の有無を確認し、該当があれば取締役会等の承認の後、速やかに開示できる体制が整っております。

コーポレートガバナンス体制の状況

